

事務連絡
令和6年1月17日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の重大災害の発生（3号）について

令和5年11月27日、東北局の造林事業、森林環境保全整備事業（保育間伐（活用型））の事業箇所において重大災害が発生したので、その概要等を別添1のとおり送付します。

本災害は、伐倒時における作業者の位置の確認不足や合図の不徹底、立入禁止区域（伐倒木の樹高の2倍相当の距離の範囲内）作業者を立ち入らせたことにより受災したものと考えられることに加えて、被災者及び現場代理人が無線機を所持しておらず、作業現場における緊急連絡体制にも不備があったと考えられ、安全作業に係る基本的事項が順守されていないことは、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっています。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当：企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡
令和 6 年 1 月 12 日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和 5 年 11 月 27 日、東北森林管理局管内の造林請負事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、間伐作業現場において、同僚が伐倒した伐倒木（カラマツ）が、下方で作業を行っていた被災者の頭部に当たり受災したと推定されるものである。

本災害は、伐倒時における作業者の位置の確認不足や合図の不徹底、立入禁止区域（伐倒木の樹高の 2 倍相当の距離の範囲内）へ作業者を立ち入らせたことにより受災したものと考えられることに加えて、被災者及び現場代理人が無線機を所持しておらず、作業現場における緊急連絡体制にも不備があったと考えられ、安全作業に係る基本的事項が遵守されていないことは、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和 5 年 4 月 26 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐倒作業に当たり、伐倒者に周囲の作業者の位置を事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。（林災防規程第59条関連）
- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒により他の作業者に危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、伐倒者に合図を行わせ、他の作業者が避難したことを確認させた後に、伐倒させること。（安衛則第479条第2項、林災防規程第64条、第65条関連）
- 3 事業者は、伐木の作業を行う場合において、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の作業者を立ち入らせないこと。（安衛則第481条第2項、林災防規程第68条関連）
- 4 事業者は、作業中原木が転落し、又は滑ることによって危険が予想される斜面の下に作業者を立ち入らせてはならない。（林災防規程第56条関連）
- 5 事業者は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。
また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること。（林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）
- 6 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。
 - (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
 - (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。
（林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者(以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。)に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 (略)

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 (略)

林業・木材製造業労働災害防止規程(令和5年12月11日適用)

(上下作業の禁止)

第56条 会員は、作業中原木が転落し、又は滑ることによって危険が予想される斜面の下に作業者を立ち入らせてはならない。

(伐倒作業前の準備)

第59条 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならない。

(1) 林道、歩道等の通路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(伐倒合図)

第64条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、伐倒について予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、作業者に、これらの合図を周知させなければならない。

(合図確認と指差し呼称)

第65条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 予備合図を行うこと。
- (2) 他の作業者が退避したことを応答合図により確認すること。
- (3) 本合図及び指差し呼称による確認を行った後、伐倒者以外の作業者が、立入禁止区域より確実に退避したことを確認してから伐倒すること。
- (4) 伐倒を完了した後、終了合図をすること。

(立入禁止)

第68条 会員は、立木を伐倒する場合は、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の樹高の2倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。

- 2 会員は、近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の2.5倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。また、それぞれの伐倒者の退避場所の選定の際には、前項の立入禁止区域内に入らないように、退避場所を確保させなければならない。

(緊急連絡の方法等の決定、周知)

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(連絡責任者の選任と連絡方法等の確認)

第25条 (略)

2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
- (4) (略)

(作業者に行わせる安全の確認)

第27条 会員は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン(令和2年1月31日付け基発0131第5号厚生労働省労働基準局長通知)抜粋

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア（略）

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ（略）

エ（略）

オ（略）

カ（略）

キ（略）

ク（略）

ケ（略）

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア（略）

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ（略）

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

令和 5 年度

<林 野 庁 集 計>

令和5年12月7日現在

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	3			1				4
前年度同期累計	1					1		2
前 年 度 計	1					1		2

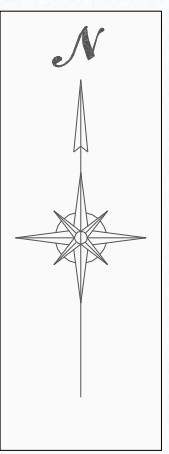
※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	東北森林管理局 三陸北部森林管理署
2 事業の種類	造林事業請負(森林環境保全整備事業・保育間伐(活用型))
3 災害発生日時等	令和5年11月27日(月)10時00分頃 発生 (死亡:令和5年11月27日(月)10時頃 死因:脳挫傷)
4 災害発生場所	岩手県宮古市川内字達曾部山国有林206林班た11小班
5 契約相手方	川井地区国有林材生産協同組合 代表理事 中舘 健一
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢:69歳 性別:男 雇用区分:常雇 社会保険等加入状況:労、退、健、厚、雇
8 従事作業	荷掛作業
9 災害の概況 【聞き取り内容】	<p>11月27日(月)、作業班7名は8時05分頃に現場到着し、8時30分頃までミーティングを行った。</p> <p>11月25日(土)の続きの作業を行うこととし、作業配置は被災者(荷掛)、同僚A(伐倒手)、同僚B(枝払手)、同僚C(グラップル集材)、同僚D(バックホウ集材路補修)、同僚E(フォワーダ運材)、現場代理人F(フォワーダによる低質材巻立)と決め、それぞれの場所で作業を開始した。</p> <p>被災者と同僚B、同僚Cは11月25日(土)に伐倒したままとなっていたカラマツの集材、枝払いを開始した。同僚Aは被災者及び同僚B、同僚Cとの安全な距離を確保できる斜面において伐採を開始した。(見取図の同僚A(伐倒手)作業開始位置)</p> <p>その後、同僚Aは同僚Cから「伐倒箇所を移動しろ、こっちの列(見取図の伐採木①~④)を切れ」と無線指示があったことから伐採木①~④の方に移動を開始した。</p> <p>同僚Cは、搬出路から集積箇所下方斜面(作業開始位置付近)にいる被災者に対し「同僚Aにこっちの列を伐倒させるから」と呼び掛けて伝えたところ返事はなかったが、被災者は同僚Aの方向を見ていた。(被災者に携帯無線機は貸与されていたが、作業時は所持していなかった。)</p>

<p>【ここからは推定】</p>	<p>同僚Cは、同僚Aの伐倒が終わるまでグラップルを丸太集積場所付近まで移動させ、同僚Bと一旦待機した。</p> <p>同僚Aは、目視で周囲の状況を確認して（被災者は確認できなかった）、カラマツを2列8本伐倒し休憩に入った。（同僚Aは、被災者が同僚Bと同僚Cとともに安全に退避していると思い込んでいた。また、伐倒の際、笛での合図をしていなかった。）</p> <p>同僚Cは、同僚Aが伐倒した2列8本が、グラップルの届く範囲に伐倒されていたので、同僚Aと同僚Bに無線機で集材作業の開始を伝え、被災者（荷掛）には声を掛けずに8本を集材場所まで移動して、その後10時05分頃から休憩をとった。</p> <p>10時20分頃、休憩を終えた同僚Cが奥の列に移動するためグラップル付きバックホウを進めたところ、倒れている被災者を発見した。同僚Aと同僚Bも集まり被災者を確認したところ、ヘルメットが割れ頭部から出血している状態だった。同僚Cが息を確認したが呼吸も止まっていたことから、携帯していた無線機で他の同僚に災害発生を知らせ、緊急連絡と救助のための集合を指示した。</p> <p>同僚Eは、現場代理人Fが無線機を持っていなかったことから、災害発生を知らせるため現場代理人Fのもとへ移動した。</p> <p>現場代理人Fは、同僚Eの無線機で同僚Aと同僚Cに被災者の状態を確認したが、よい返事がなかったことから同僚Eとともに現場に急行した。</p> <p>10時45分頃、被災現場に到着した現場代理人Fは被災者を確認した後、携帯電話の電波が辛うじて通じる搬出路上で10時53分に災害の発生を会社事務所に連絡し、その後、救急車を先導するため、国道106号線入口へと移動した。</p> <p>10時55分頃、連絡を受けた会社は、宮古消防署川井分署、宮古警察署、三陸北部森林管理署、宮古労働基準監督署、岩手県国有林材生産協同組合連合会に災害発生を連絡した。</p> <p>12時20分頃、消防署員3名とレスキュー1名、宮古警察署川井・川内駐在所警察官2名が現場に到着した。被災者を確認した警察官から被災者を動かさないよう指示を受けた。</p> <p>12時53分、消防から三陸北部森林管理署に電話連絡が入った。内容は「12時47分に出動している署員から連絡があり、現場に割れたヘルメットがありすでに死後硬直しているとのことであった。警察からは現場保存のため遺体は動かさないよう指示があったので救急隊は下山する。」というものであった。</p> <p>13時15分頃、宮古警察署員8名が現場に到着し現場検証を開始した。同時に同僚A、同僚C、現場代理人Fに対し、後ほど警察署にて事情聴取を行うことが告げられた。</p> <p>15時00分頃、下山してきた警察署員が遺体を搬送車に乗せた後、森林管理署と労働基準監督署に、被災者は、ヘルメットが割れ、大量の出血もあり、倒した木が直撃したものである旨、説明があった。</p> <p>15時20分頃、警察署員が現地を後にした。現場代理人F、同僚Aと同僚Cも事情聴取のため宮古警察署へ出発した。</p> <p>11月28日(火)、宮古労働基準監督署、三陸北部森林管理署、東北森林管理局による現場検証を実施した。</p> <p>11月29日(水)、警察による司法解剖の結果、死因は脳挫傷であることが判明し、家族に告げられた。</p> <p>(11月28日(火)の現場検証の結果は以下のとおり。)</p> <p>被災者は同僚Aが伐倒を行うことを理解していたが、自分のところまでは届かないと判断し、奥にある次の作業箇所まで移動を開始した。同僚Aが最初に伐倒した木（カラマツ①伐根径：30 cm、樹高 22m）が予定方向に倒れた。この時に伐倒木が被災者の頭部を直撃したものと推定される。</p>
<p>10 そ の 他</p>	

位置図

三陸北部森林管理署
岩手県宮古市川内字達曾部山国有林206林班た11小班
(S=1/200,000)



三陸北部

災害発生箇所

地緑の回廊
採取湿原植物群系保護林
早池峰山周辺森林生態系保護地域
早池峰国立公園

宮古消防署川井分署

川井森林事務所

三陸北部森林管理署

宮古警察署

三陸北部森林管理署 ~ 災害発生箇所	50.0km
宮古消防署川井分署 ~ 災害発生箇所	25.0km

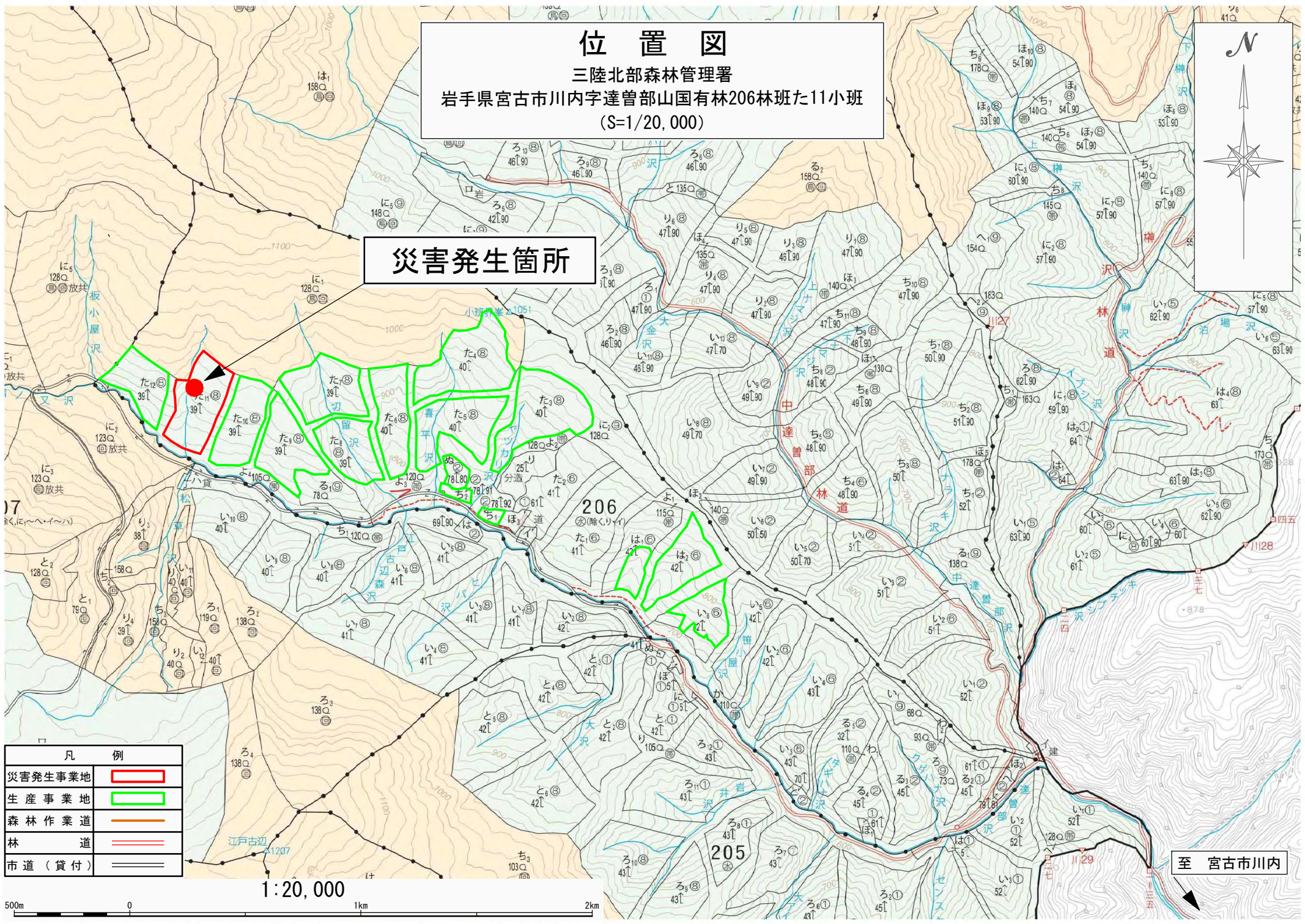
1:200,000



位置図

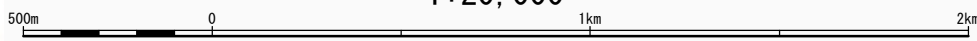
三陸北部森林管理署
岩手県宮古市川内字達曾部山国有林206林班た11小班
(S=1/20,000)

災害発生箇所



凡	例
災害発生事業地	
生産事業地	
森林作業道	
林道	
市道(貸付)	

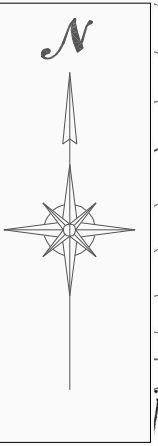
1:20,000



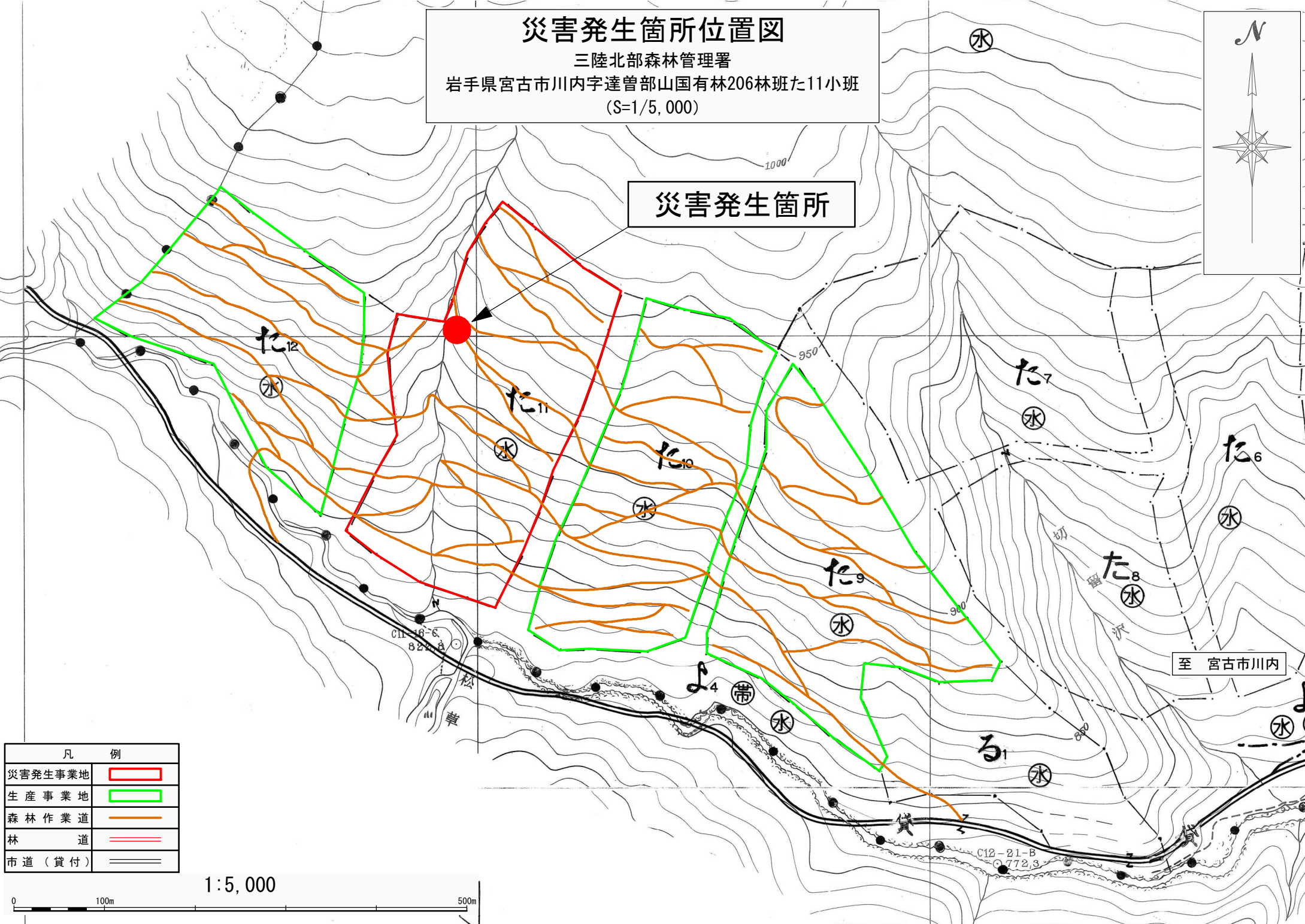
至 宮古市川内

災害発生箇所位置図

三陸北部森林管理署
岩手県宮古市川内字達曾部山国有林206林班た11小班
(S=1/5,000)



災害発生箇所

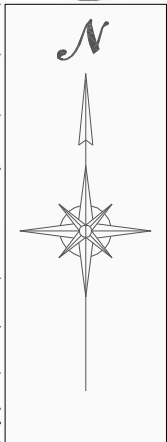


凡 例	
災害発生事業地	
生産事業地	
森林作業道	
林 道	
市道(貸付)	

1:5,000

0 100m 500m

作業配置図（災害発生位置図）
 岩手県宮古市川内字達曾部山国有林
 206林班た11小班 縮尺1/5,000

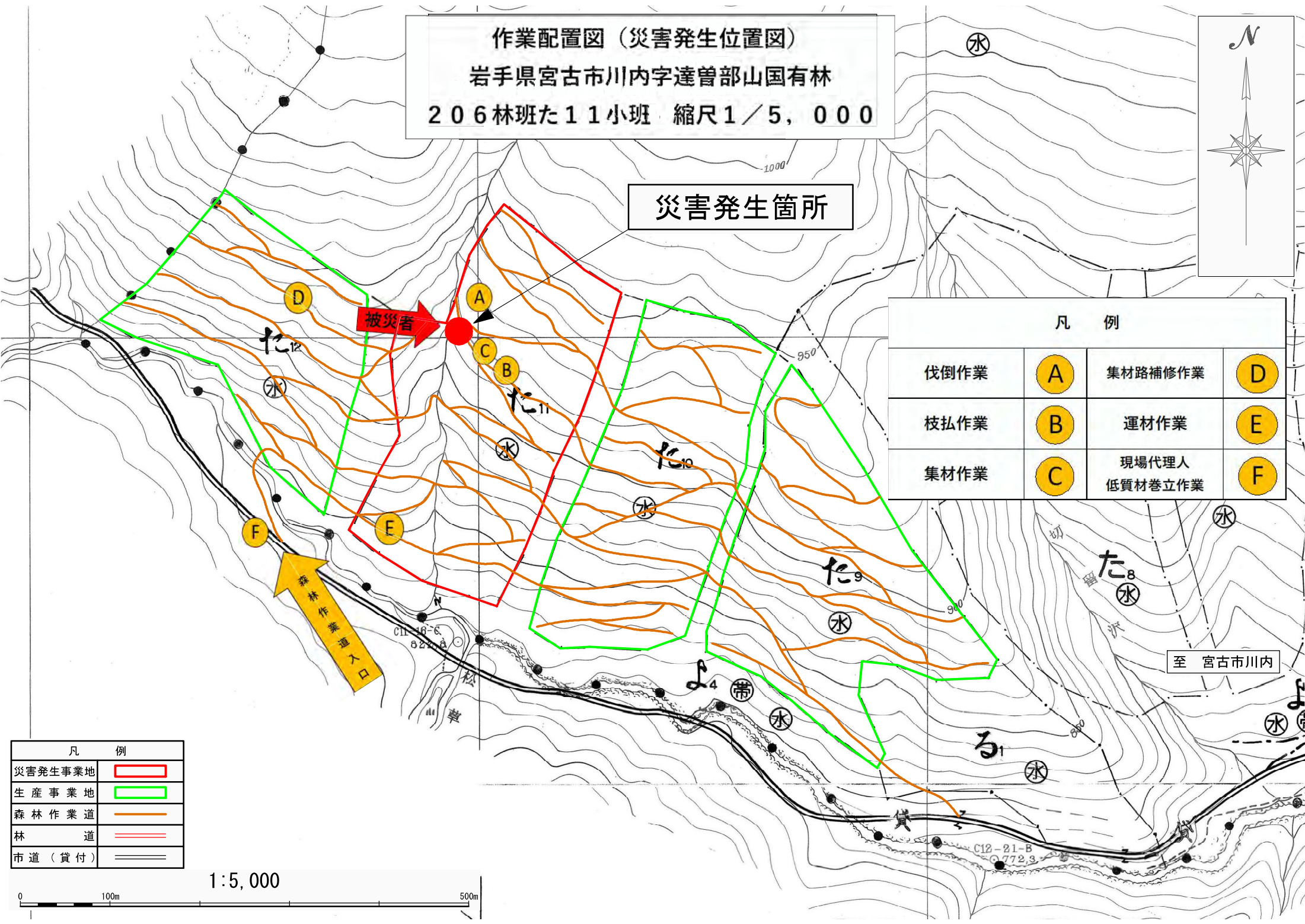
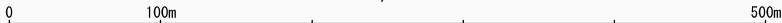


災害発生箇所

凡 例			
伐倒作業	A	集材路補修作業	D
枝払作業	B	運材作業	E
集材作業	C	現場代理人 低質材巻立作業	F

凡 例	
災害発生事業地	
生産事業地	
森林作業道	
林 道	
市道（貸付）	

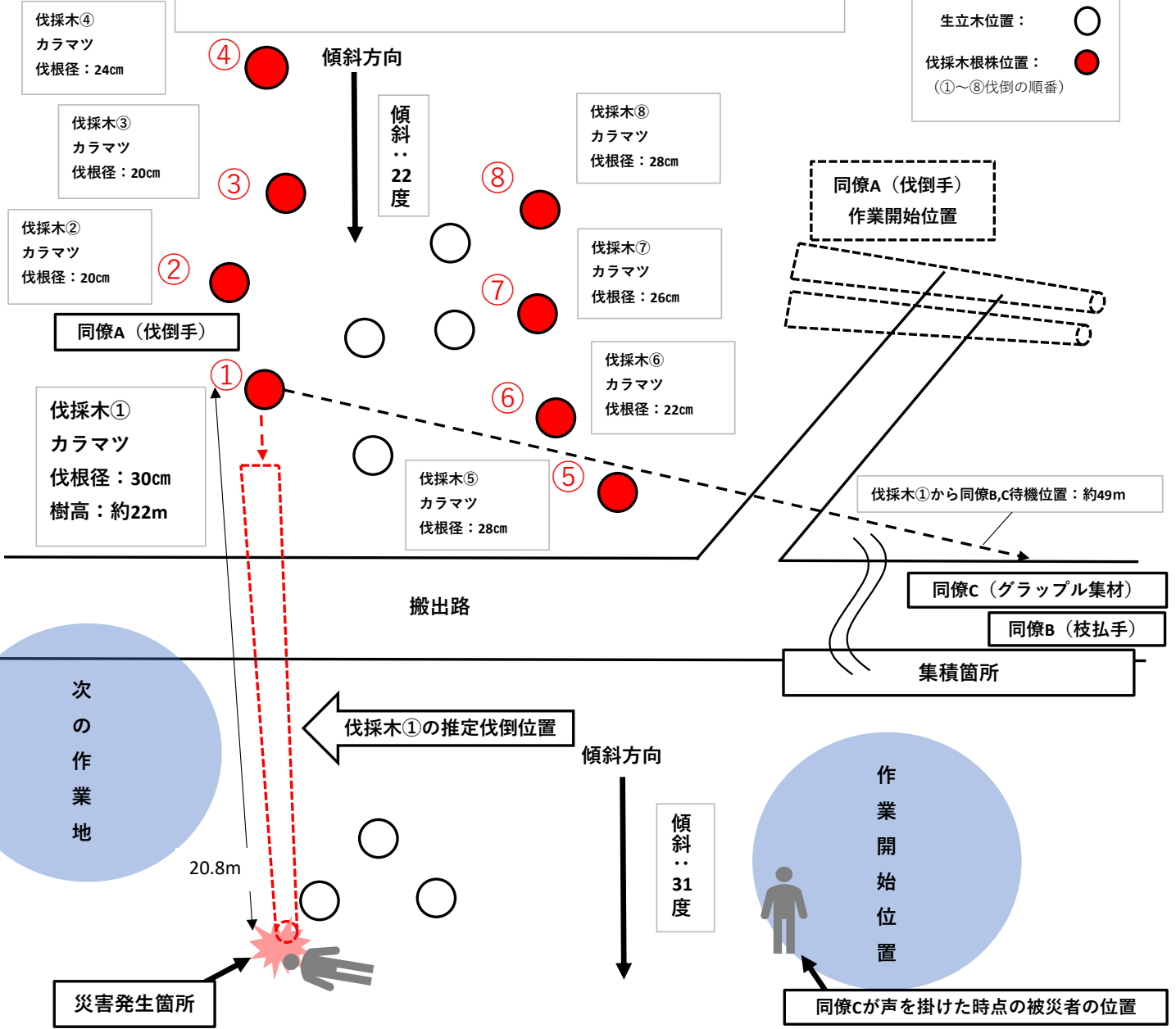
1:5,000



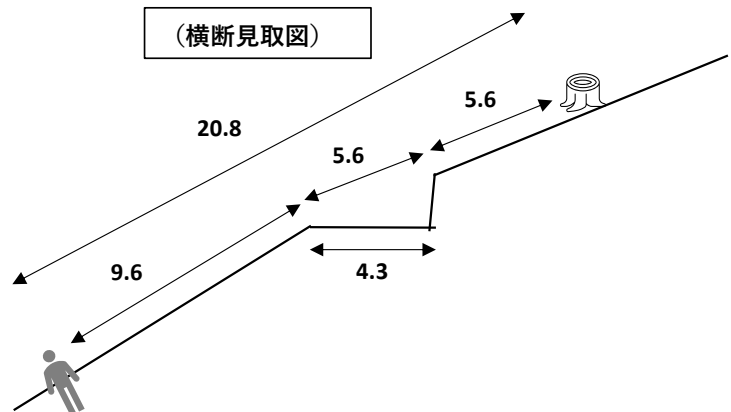
災害発生見取図
岩手県宮古市川内字達首部山国有林206林班た11小班
(伐採木推定位置図)

凡例

- 生立木位置: ○
- 伐採木根株位置: ●
- (①~⑧伐倒の順番)



(横断見取図)

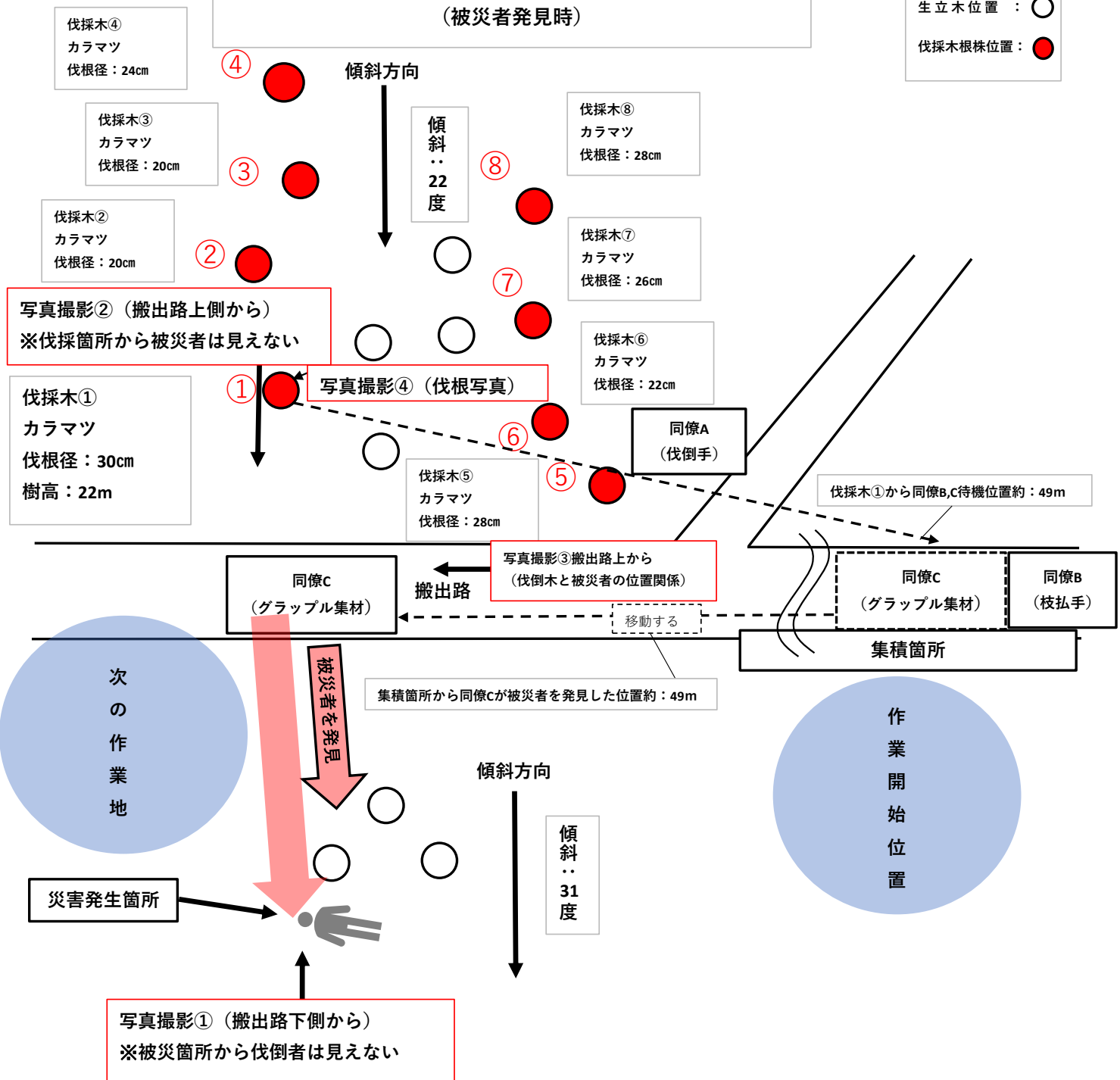


災害発生見取図
岩手県宮古市川内字達曾部山国有林206林班た11小班
(被災者発見時)

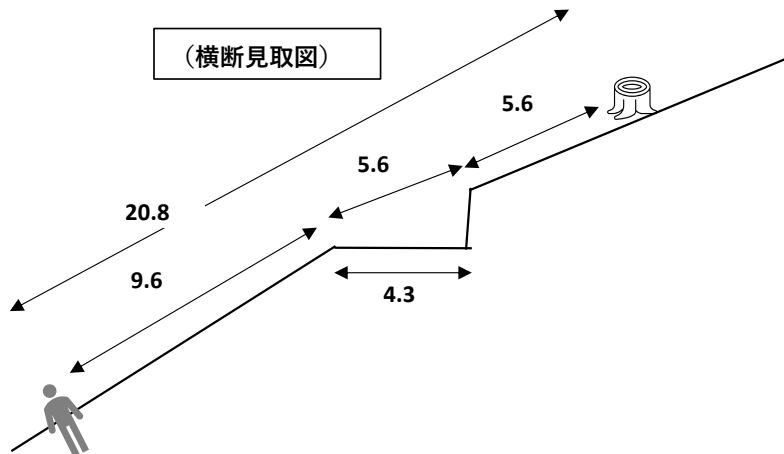
凡例

生立木位置 : ○

伐採木根株位置 : ●



(横断見取図)



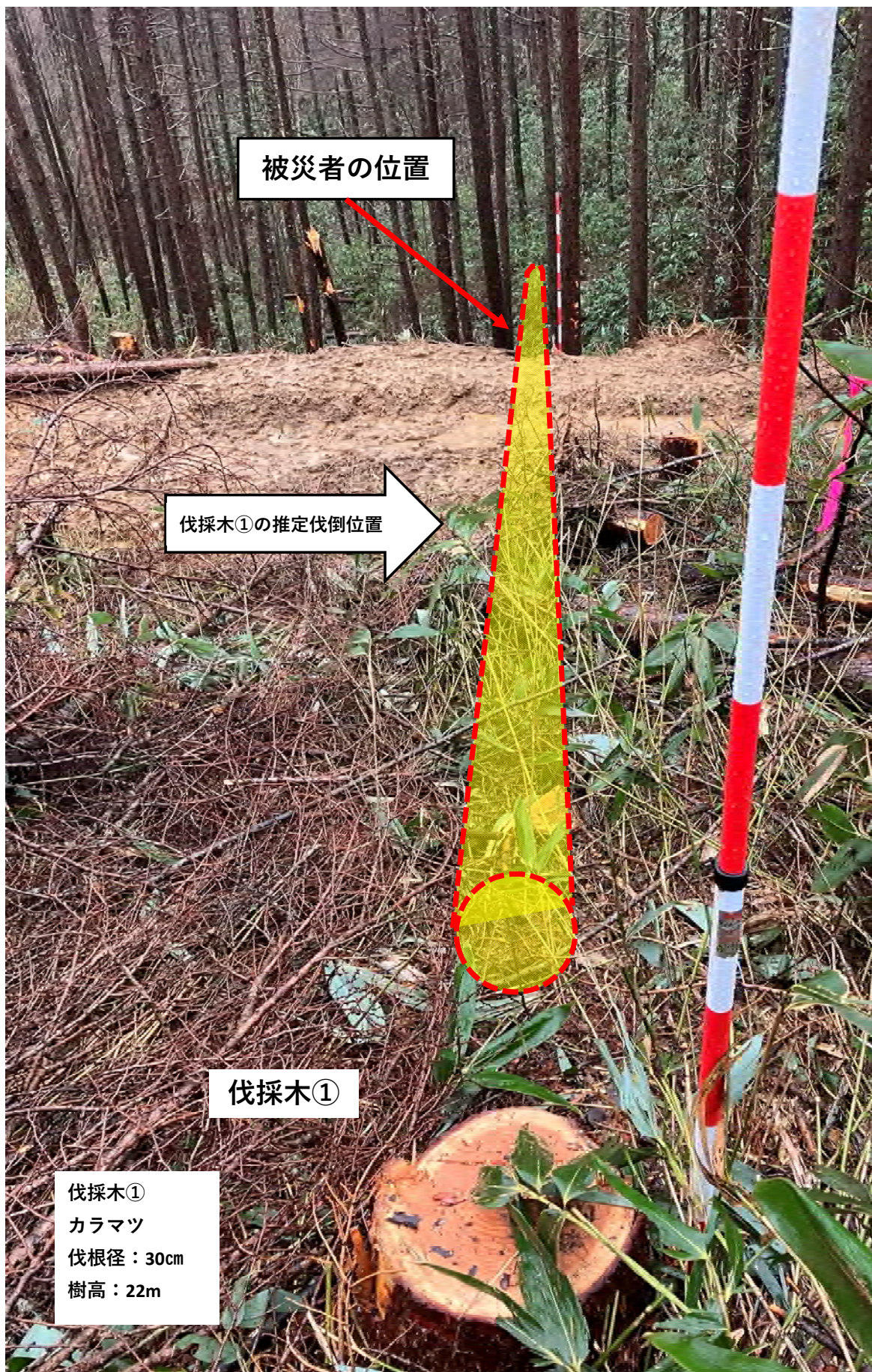
災害発生箇所現況写真 ①

(被災者発見時の状況 搬出路下側から)



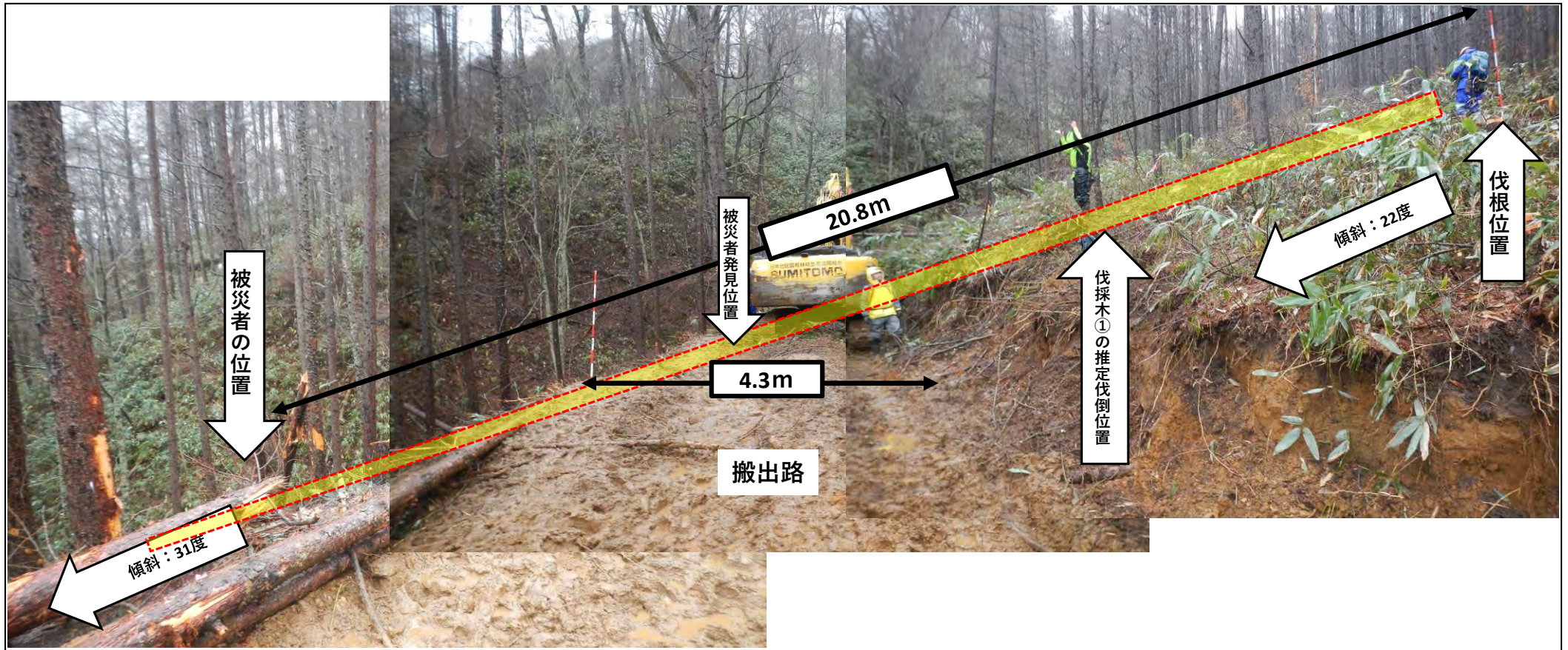
災害発生箇所現況写真 ②

(被災者発見時の状況 搬出路上側から)



災害発生箇所現況写真 ③

(被災者発見時の状況 伐倒木と被災者の位置関係)



災害発生箇所現況写真 ④

(カラマツ伐倒木① 伐根)

